

(提案基準第 6 号)

有料老人ホームに係る開発又は建築に関する基準

有料老人ホームに係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第 34 条第 14 号又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る有料老人ホームは、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームのうち、設置及び運営が「福山市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していると認められたものであること。
 - (2) 当該有料老人ホームに係る権利関係は利用権方式又は賃貸方式のものであること。
- 2 申請者は、当該事業を営む者であること。
- 3 申請地は、当該施設の利用に照らし適切な規模であり、かつ、十分なスペースの駐車場が確保されていること。
- 4 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつそれらの隣接地等に立地する必要がある場合等施設の機能、運営上の観点から総合的に判断して市街化区域に立地することが困難又は不適當であること。
 - (2) 本市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないこと。
 - (3) 周辺の土地利用及び環境と調和がとれたものであり、事業計画に照らし適切な規模であること。

附則

この基準は、2001年（平成13年）7月1日から施行する。

附則

この基準は、2008年（平成20年）7月12日から施行する。

附則

この基準は、2015年（平成27年）11月18日から施行する。

附則

この基準は、2022年（令和4年）5月24日から施行する。

附則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則

この基準は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。